

(53) 少額訴訟における訴状

[原告 → 裁判所]
(貸主)

1 少額訴訟の意義

少額訴訟手続は、60万円以下の金銭支払を求める訴えについて、原則1回の期日で審理され、判決となる簡易な訴訟手続（民訴法第368条第1項）である。

少額訴訟の判決も通常訴訟の判決と同じであり、その判決正本により金銭給付につき強制執行ができる。賃貸管理業務においては、賃料請求訴訟などに利用できる。

2 少額訴訟の手続

- ① 原告が被告に対し60万円以下の金銭支払いを求める訴えにおいて、原告が少額訴訟手続を利用する旨を申し出て、被告から異議がないときは、少額訴訟手続により審理が進められる（同法第373条第1項、第2項）。被告が異議を申し出たときは通常訴訟に移行する。特別な事情がある場合を除いて、最初にすべき口頭弁論期日においてその審理を完了しなければならないことになっている（同法第370条、第374条）。最初の期日に被告を呼び出せないような場合などは、少額訴訟ではなく通常訴訟手続が進められる（同法第370条第1項）。審理は原則として1回で終了するので、当事者は最初の期日にすべての主張と証拠を提出する必要がある。
- ② 少額訴訟の判決では、被告の資力その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、判決の言渡しの日から3年を超えない範囲で、分割払い、支払い猶予を定めることができ、また、これとあわせて訴え提起後の遅延損害金の支払い免除などを命ずることもできる（同法第375条）。
- ③ 少額訴訟の判決に対しては、同じ簡易裁判所に異議申立をすることができるだけであって、地方裁判所に控訴することはできない（同法第377条、第378条）。
- ④ 少額訴訟手続の利用回数には1人が同じ裁判所に年間10回までという制限がある（同法第368条第3項第1民事訴訟規則第223条）。

3 訴状の書式

少額訴訟の訴状については、本書の書式のように各自で作成することもできるが、裁判所には定型書式が用意され、必要事項を記載し、該当箇所をチェックすれば申立書を完成させることができるので、必要に応じて簡易裁判所の窓口で定型書式を入手してもよい。ただしその場合でも、本書式の「請求の趣旨及び原因」の記載の仕方については参考にされたい。

(1) 当事者の記載

原告欄に貸主の住所氏名等を、被告欄に借主の住所氏名等を記載する。当事者が会社の場合、代表者名を記載するとともに、資格証明書を添付する。

(2) 請求の趣旨の記載

請求の趣旨欄には、求める判決内容を記載する。金銭給付を求める場合、単に「金〇〇円を支払え」とのみ記載し、その金員の性質（滞納賃料であるとか、遅延損害金であるとか）は記載しない。仮執行宣言の申立も忘れないようにしたい。

(3) 請求の原因の記載

請求の原因欄には、その請求を根拠づける事実を記載することになる。

滞納賃料の請求の場合

ア 賃貸借契約の内容

(契約締結日、目的物、賃料・共益費の額及び支払い方法、契約期間)

イ 滞納賃料額及び滞納期間

を記載する。

(4) 証拠方法

証拠として、

- ① 賃貸借契約書
- ② 賃料収納状況＝賃料滞納の事実を示す記録

を用意し、添付する。

(5) 訴訟費用

訴訟費用は、以下のようにして算出するが、裁判所窓口で聞いた方が確実である。訴訟費用は印紙を購入し、訴状に貼付する。

① 訴訟物の価額

金銭支払いの場合、利息・遅延損害金を含まず、元本のみを計算する。すなわち滞納賃料額そのものが訴訟物の価額となる。

② 印紙代（訴訟費用）の計算（平成16年1月1日から）

訴訟物の価額	印紙額
0～100,000円	1,000円
～200,000円	2,000円
～300,000円	3,000円
～400,000円	4,000円
～500,000円	5,000円
～600,000円	6,000円

(6) 予納郵券

訴状等を被告に郵送するためなどに必要となる郵便切手であり、訴状提出のときに一緒に裁判所に持参し支払う。金額については申立てる裁判所によって異なることが多いので、事前に裁判所に確認した方がよい。